

入札告示

札幌市告示第 2502 号

「チャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務」に係る一般競争入札について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）6 月 10 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課給付管理係 担当：川畑

電話：011-211-2938 FAX：011-218-5181

メールアドレス：sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp

2 契約に関する事項

(1) 役務の名称

チャットボットシステム（障害福祉サービス）導入実証実験業務

(2) 調達案件の内容

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

総合評価一般競争入札による。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行う。（応募方法及び提出書類の詳細は、入札説明書による。）

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする

ので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記 4 (3) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/29tsuika.html>

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所にて交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujoho/ippankyoso/r3/index.html>

(3) 入札書等の受領期限

令和 6 年 6 月 28 日（金）17 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 6 年 7 月 3 日（水）10 時 00 分

札幌市役所 4 階北側 障がい保健福祉担当局長会議室

(5) 入札書の提出方法

上記(2)の受理期限までに持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。

(3) 契約保証金

要。

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、入札説明書に示す書類を添付して、入札書の受理期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場

合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 契約書の作成

要。

(7) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」(別記)に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において、入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札者とする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」(別記)に基づき提案内容の評価し、「企画点」を付与する。なお、企画点の採点は、審査委員会において、入札者から提出された企画書を公正に審査し、行うものとする。

イ 入札価格の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」(別記)に基づき、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を付与する。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「企画点」及び「価格点」の合計点数が最も高い者を落札者とする。(予定価格の制限の範囲内において、入札があったことが前提となる。また、「落札者決定基準」(別記)に定める内容をすべて満たしていることが前提となる。)

エ 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の決定については、「価格点」と「企画点」を総和した総得点が同じものが2社以上ある場合、「企画点」が高いものを落札者とする。「企画点」が同じ場合は、「入札金額」が低い者を落札者とし、「企画点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

オ 総得点の最も高い者を落札者とするのが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合について、その者から事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次

点のものを落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。